

## 平成30年度浅口市競争入札参加資格審査申請書受付要領

### 【 建設工事 】

- 1 受付期間 平成30年2月1日(木)から平成30年3月30日(金)まで  
及び時間 (土曜日・日曜日及び祝祭日は除く)  
午前9時～午後4時30分(12時～13時除く)
- 2 受付場所 浅口市役所企画財政部財政課(本庁2階)  
〒719-0295 岡山県浅口市鴨方町六条院中3050番地  
電話 0865-44-9004  
FAX 0865-44-5771
- 3 提出方法 持参または郵送 **期間内必着のこと**  
(郵送の場合は、配達記録郵便等、配達の確認できる方法で送付してください。また、後日記載内容確認後受付票を送付しますので、82円切手を貼付した返信用封筒(受付表(申請者用)を印刷または貼付したハガキでも可)を必ず同封してください。)
- 4 有効期間 この申請に基づいて審査した資格は、平成30年6月1日から1年間適用します。
- 5 注意事項
  - (1) 次の各号に該当する方は、競争入札参加資格申請の受付ができません。  
地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者  
賦課されているすべての税(国税・県税・市税)を完納していない者  
申請された申請書及びその添付書類の審査により、その内容が適正と認められない者  
引き続き2年以上申請する業種の営業を行っていない者  
社会保険等(雇用保険、健康保険及び厚生年金保険)未加入業者である者(建設工事のみ。加入義務がない業者を除く)。  
総合評定値通知書において、「その他の審査項目(社会性等)」欄の「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」及び「厚生年金保険加入の有無」の項目のすべてが、「有」または「除外」であることが条件です。いずれかが「無」の場合は、別途保険への加入が確認できる書類の提出が必要です。
  - (2) 浅口市土地開発公社、浅口市水道課への指名願いは、浅口市財政課へ提出されたもので兼用します。
  - (3) 申請にあたっては建設工事、測量・建設コンサルタント関係、物品・役務関係の3部門で受付をしているので、申請が複数部門になる場合はそれぞれの部門ごとで申請す

ること。

樹木剪定、水道水漏水調査業務、システム開発、ソフトウェア開発、データベース構築などは物品・役務関係で申請すること。

建設業法の一部を改正する法律が、平成 28 年 6 月に施行され、「解体工事業」が新たな業種区分として追加されることとなりました。施行日時点で、「とび・土工工事業」の許可を受けて「解体工事業」を営んでいる建設業者は、引き続き 3 年間は「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することが可能であることから、「とび・土工工事業」の入札参加資格を有していれば、この期間に限り解体工事業の入札参加資格を有するものとします。(なお、施行日以降に、新規で「とび・土工工事業」の許可を受けた建設業者は、「解体工事業」の許可を受けずに解体工事を施工することはできません。)

- (4) 官公庁発行の証明書類等については、特段の指定がない場合において、資格審査申請書提出日の直前 3 カ月以内のものを添付すること。
- (5) 添付書類の不備・記載漏れ等の場合は、受付ができません。不備の場合は、貴社着払いで返送いたしますのでご了解ください。

## 6 電子入札について

浅口市では、「建設工事」および「測量・建設コンサルタント等」の一般および指名競争入札について、平成 28 年 6 月から「おかやま電子入札共同利用システム」を利用した電子入札を行ってきました。

平成 30 年 4 月からは利便性の向上、セキュリティ対策の向上などの理由により、電子入札システムがリニューアルされます。

新システムの利用にあたっては、パソコンや IC カード等を準備し、利用者登録を行う必要があります。なお、新システムは、民間認証局が発行する IC カードが必要となるため、現在の岡山県の IC カードは使用できません。

詳しくは、下記ポータルサイトをご確認ください。

新電子入札ポータルサイト <http://www.e-okayama.t-elbs.jp/>

## 7 提出書類

申請書は、**A4判縦（色指定なし）フラットファイルに順番に綴じて**、必ず「7 提出書類」左端の番号（例： ）をインデックス（見出し）に記入し貼付してください。  
なお、ファイルの表紙及び背表紙に商号を記入してください。

また、フラットファイルは、**金属を使用していないもの**を使用してください。

申請者は、本社の代表者とし、実印を押印してください。

### ・ 受付票

・ 様式第10号

・ 受付票は、一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請書（建設工事）の前に、**本紙のみ横方向（インデックス不要）**でファイルに綴じてください。

・ 受付票（申請者用）は、受付後に切り離しお返しします。

郵送の方は、後日記載内容確認後受付票を送付しますので、82円切手を貼付した返信用封筒（受付表（申請者用）を印刷または貼付したハガキでも可）を必ず同封してください。

### 一般競争（指名競争）入札等参加資格審査申請書（建設工事）

・ 様式第1号

**国土交通大臣又は都道府県知事が通知した経営事項審査結果通知書（経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書）の写**

・ A4判で提出（最新のもの）

・ 「業態調書」があれば提出してください。

### 許可証明書（建設業許可証明書等）の写

・ 「通知書」は不可。許可更新中の場合は、証明できる書類を添付してください。

市内の支店、営業所等を契約の相手方とする場合は、建設業許可証明書別表（H21.4.1以降に許可の更新手続きをした方は別紙二（1）付き（役員、営業所、営業種目等が記載されているもの）を添付してください。

### 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

**【法人の場合】履歴事項全部証明書**（商業登記簿謄本 現在事項全部証明書は不可）

**【個人の場合】身分証明書**（免許証等ではなく、本籍地の市町村が発行するもの）

・ 履歴事項全部証明書（個人の場合、身分証明書）は、写しでも支障ないものとし、ます。

### 営業の沿革

・ 様式第2号又は独自様式

### 工事経歴書

・ 経営事項審査申請時に使用したのものも可とします。

### 財務諸表

- ・ 個人の場合は、貸借対照表及び損益計算書

### 営業所一覧表

- ・ 様式第 3 号又は独自様式
- ・ 各営業所の許可業種を明記してください。

### 直前 2 年の各事業年度における工事施工金額

- ・ 様式第 4 号又は独自様式

### 技術職員名簿（経営審に添付した書類）

- ・ 常時雇用関係がある者のみ  
提出日までに雇用、退職等異動のある場合は、異動事項を朱線により表示するとともに、異動の事由と異動の年月日を当該職員の記載欄の欄外末尾に朱書きしてください。

### 営業所専任技術者報告書

- ・ 様式第 5 号又は独自様式
- ・ 市内の本店、支店等を契約の相手方とする方のみ  
建設業法第 7 条第 2 号又は第 15 条第 2 号に規定する専任の技術者となっている技術職員について記載してください。

## 納税証明書

- ・納税証明書は、契約権限のある事務所の所在等により、下表のとおりとします。
- ・納税証明書は、写しでも支障ないものとします。

	事 例	添付すべき納税証明書	備 考
個人	浅口市内に契約権限のある事務所がある場合	国税（所得税、消費税および地方消費税） 県税（個人事業税、自動車税等） 市税（市県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税等）	国税...税務署で税務署様式その3の2（申告所得税と消費税および地方消費税に未納額のないこと）の証明を受けてください。 県税...県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。 市税...市役所で「市税の滞納がないこと」の証明を受けてください。
	岡山県内に契約権限のある事務所がある場合	国税（所得税、消費税および地方消費税） 県税（個人事業税、自動車税等）	県税...県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。 市税...市役所で「市税の滞納がないこと」の証明を受けてください。
	浅口市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合	国税（所得税、消費税および地方消費税）	市税...市役所で「市税の滞納がないこと」の証明を受けてください。
法人	浅口市内に契約権限のある事務所がある場合	国税（法人税、消費税および地方消費税） 県税（法人事業税、自動車税等） 市税（法人市民税、固定資産税、軽自動車税等）	国税...税務署で税務署様式その3の3（法人税と消費税および地方消費税に未納額のないことの証明）を受けてください。 県税...県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。 市税...市役所で「市税の滞納がないこと」の証明を受けてください。
	<b>市内に本店を有する者（市内業者）</b>	上記に加え、 <b>代表者の市町村税完納証明書</b>	県税...県で「県徴収金の滞納がないこと」の証明を受けてください。 市税...市役所で「市税の滞納がないこと」の証明を受けてください。
	岡山県内に契約権限のある事務所がある場合	国税（法人税、消費税および地方消費税） 県税（法人事業税、自動車税等）	市税...市役所で「市税の滞納がないこと」の証明を受けてください。
	浅口市内にも岡山県内にも契約権限を有する事務所がない場合	国税（法人税、消費税および地方消費税）	

国税の納税証明書につきましては手数料が安価なオンライン請求が可能です。

詳しくは e-Tax ホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>（イータックス）

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/index.htm>（国税庁）

#### **営業用機械器具調書**

- ・ 様式第 6 号又は独自様式

#### **舗装業者表**

- ・ 様式第 7 号又は独自様式
- ・ 舗装業者のみ

#### **主要取引金融機関名**

- ・ 様式第 8 号又は独自様式

#### **使用印鑑届**

- ・ 様式第 9 号又は独自様式

#### **印鑑証明書**

- ・ 印鑑証明書は、写しでも支障ないものとします。

#### **建設業退職金共済加入証明書、中小企業退職年金共済加入証明書又は商工会議所（商工会）特定退職金共済加入証明書**

- ・ 当該証明書は、写しでも支障ないものとします。
- ・ 未加入の場合は理由書を添付してください。

#### **委任状**

- ・ 共通様式第 1 号
- ・ 契約締結権を支店等に委任する場合のみ

#### **浅口市暴力団排除条例に係る誓約書**

- ・ 共通様式第 2 号

以上